

九重町地域おこし協力隊募集要綱

【「お互いさま」が響き合う町へ 地域の支え合いを、あなたの手で】

九重町東飯田地区は、大自然の恩恵を受けながらも、少子高齢化という課題に対し『住民同士が支え合う』という確かな答えを持っている地域です。あなたのミッションの拠点は、山あいのコミュニティハブ『東飯田ふれあい交流センター』。ここで『くらしのサポートセンター東』の運営を支援し、住民の生活を裏側から支える仕組みをより強固なものにしていきませんか。窓の外に広がる壮大な景色をエネルギーに、人々の『助かったよ』という言葉を受け取れる、手応えのある毎日がここにはあります。また、地域活動に取り組みながら、自身の経験やアイデアを活かした新たな挑戦ができるのも地域おこし協力隊の魅力です。与えられた業務だけでなく、自ら企画し実践する時間もあり、「やってみよう」を形にできる環境が整っています。

《活動概要》

(1) 東飯田地区まちづくり協議会活動業務の支援

(2) 「くらしのサポートセンター東」の運営支援

※住民相互の助け合いにより、買い物支援や付き添いなどを実施しています。

(3) その他地域の活動に係る業務

(4) 自らの定住に向けた業務

※業務場所は東飯田ふれあい交流センター（東飯田公民館）となります。

※ホームページや SNS にて、活動状況や九重町の魅力・観光等の情報の発信も行っています。

《募集内容》

募集人員：1名

年齢制限：18歳～45歳程度※在学者は応募できません。

居住地域：条件不利地域以外に住所を有する者※

任期：採用の日～令和9年3月31日（年度末更新とし、最長3年間）

ただし、ふさわしくないと判断した場合は更新しません。

必要資格：普通自動車免許

必要能力：パソコン技術（ワード、エクセル、パワーポイント、SNS配信等）

その他：九重町に1年以上居住可能な者

心身が健康で、地域おこし協力隊の活動に意欲と情熱を持って取り組む者

地域住民と協働してイベントや行事に積極的に参加できる者

協力隊員の任期終了後に九重町に定住を考えている者

土日及び祝日の勤務や行事の参加、夜間の会議など不規則な勤務体制に対応できる方

《待遇等》

雇用形態：雇用関係なし（町長の委嘱による有償ボランティア）

➡組織の枠に縛られず、自分のペースでキャリアの構築が可能。任期後の定住・起業を見据え、個人の事業展開にも柔軟に取り組める「個」を尊重する働き方です。

給与・賃金等：月額（最大）180,000円（源泉徴収有・通勤手当無）

◎住居・活動車両については九重町で用意します

（活動車両の燃料費も町が負担） ※生活必需品や光熱水費等は自己負担

活動時間：月150時間以上（活動日・時間帯に制限なし）

➡活動時間は、「地域住民との信頼構築と自己実現」の時間です。地域行事や交流も活動に含まれるため、豊かな生活そのものに直結します。

※150時間に満たない場合、1時間あたり1,200円を減じた額とします。

勤務場所：東飯田ふれあい交流センター

《募集スケジュール》

申込後随時：九重町にて面接

面接2週間後：採用可否決定

《採用予定日》

採用可否決定後1～2か月後の月初

※開始時期については、前職の事情を考慮して個別に相談に応じます。

※九重町までの着任に関する費用は各自の負担となります。

《申込み方法》

九重町ホームページよりダウンロードした（若しくは郵送された）応募用紙に必要な事項を記入のうえ、住民票の写しと運転免許証の写しを添えて下記宛先へ応募ください。

《応募・問い合わせ先》

〒879-4895 大分県玖珠郡九重町大字後野上8番地の1

九重町役場 観光・地域振興課

担当：藤原・上山

TEL：0973-76-3150

FAX：0973-76-2247

E-mail：syoko@town.kokonoe.lg.jp

※条件不利地域とは

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）又は沖縄振興特別措置法（昭和14年法律第14号）に指定された地域